

区政会議について

1 委員の業務

- ・ 委員は区長の求める次の事項に関して意見を述べることとされています。
 - ① 区の総合的な計画に関する事項
 - ② 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項
 - ③ 区の区域内の基礎自治に関する施策等うちの主要なもの実績及び成果の評価に関する事項
 - ④ 上記に定めるもののほか、区長が区の区域内の基礎自治に関する施策等に関し必要と認める事項
- ・ 区政会議は、区民等からの多様な意見を聴取することが目的であり、委員間で意見を闘わせて会議としてひとつの結論をめざすものではありません。よって、採決のようなことは行いません。(議決権はありません)
- ・ 区長は、いただいた意見を総合的に考えて区が取り組んでいく事業や予算を考えます。

2 委員数及び任期

- ・ 委員は区民等(住民、在学、在勤者)のうちから区長が選定します。
- ・ 東成区では、44名(各種団体17名、地域活動協議会22名、公募委員5名)です。
- ・ 任期は2年間(平成25年10月1日～平成27年9月30日)です。

3 会議の開催

- ・ 区政会議は、年間2回程度の開催を予定しています。
- ・ また、部会を設けて年数回部会の開催を予定しています。
- ・ 東成区で開催予定の部会は、次のとおりです。
 - ① にぎわい・きずな部会(活力ある地域づくり、安全・安心や地域防災力に関すること)
 - ② 子ども・教育部会(地域と学校と区役所の関係、子育てに関すること)
 - ③ 保健福祉部会(健康づくり、高齢者・障がい者等に対する見守り支援に関すること)
- ・ 区政会議委員は、いずれかの部会に所属します。
- ・ 各種団体から推薦された方については、あらかじめ所属部会を決めさせていただいています。
- ・ 地域活動協議会から推薦された方、公募委員の方については、別途所属する部会についての希望をお聞きし、調整させていただきます。

4 議事の成立

- ・ 区政会議は委員の2分の1以上で成立します。

東成区区政会議体制図

※カテゴリ(委員数枠)ごとのアイウエオ順とする

	団体名	委員数	カテゴリ
1	工業会		
2	小売市場連合会		
3	商店街連盟連合会		
4	米穀小売協議会		
5	大阪市コミュニティ協会東成区支部協議会	1名	まちづくり
6	花と緑のまちづくり推進委員会	1名	
7	未来わがまち推進会議代表者		
8	地域振興会	1名	地域振興
9	地域女性団体協議会	1名	
10	交通安全協会		
11	自衛消防協議会	1名	安全・安心
12	防火協力会		
13	防犯協会		
14	更生保護女性会		
15	BBS会	1名	更生保護
16	保護司会		
17	子供会育成連合協議会		
18	青少年育成推進会議		
19	青少年三団体連絡協議会		
20	青少年指導員連絡協議会		
21	青少年福祉委員連絡協議会		
22	青年団体協議会		
23	PTA協議会	3名	学校関係
24	大阪市企業人権推進協議会東成支部		
25	生涯学習推進員東成区連絡会		
26	生涯学習推進区民会議	1名	教育関係
27	人権啓発推進員連絡会		
28	人権啓発推進協議会		
29	体育厚生協会		
30	スポーツ推進委員連絡協議会		
31	社会福祉協議会	1名	
32	遺族会		
33	身体障害者福祉会		
34	地域自立支援協議会		
35	母と子の共励会	1名	高齢者・福祉
36	民生委員協議会		
37	老人クラブ連合会		
38	献血推進委員会		
39	健康づくり推進協議会(すみれの会)		
40	食生活改善推進員協議会	1名	保健衛生
41	保健衛生協会		
42	母子会		
43	医師会		
44	歯科医師会	1名	医療
45	助産師会東成支部		
46	薬剤師会		
47	地域活動協議会(各2名)	22名	地域活動
48	一般区民	5名	公募
		44名	

部会(案)

各部会15名程度

にぎわい・
きずな部会

子ども・
教育部会

保健福祉部会

上記3部会のいずれかに9名前後ずつ所属
(第3希望まで聞いた上で調整する)

